

## 自動車運転免許取得費・改造費助成のご案内

中標津町では、町内に居住する身体障害者手帳をお持ちの方を対象に自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成しています。

|            | 自動車運転免許取得費助成金   | 自動車改造費助成金  |
|------------|---|--|
| 助成対象者      | 身体障害者手帳 1 級～ 4 級  | 身体障害者手帳（上肢・下肢・体幹の機能障害） 1 級・ 2 級  |
| 対象経費       | 普通自動車免許 <sup>※1</sup> 取得に要する教習料、検定料、諸手数料その他の費用  | 助成対象者ご本人が所有し、かつ、運転する自動車 <sup>※2</sup> の操向装置及び駆動装置等の改造に要する費用  |
| 助成上限額      | 10万円  | 10万円   |
| 助成申請に必要な書類 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●自動車運転免許取得費助成申請書</li> <li>●身体障害者手帳の写し</li> <li>●自動車運転免許の取得に要する費用の見積書</li> <li>●その他町長が必要と認めた書類</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●自動車改造費助成申請書</li> <li>●身体障害者手帳の写し</li> <li>●運転免許証の写し</li> <li>●自動車の改造に要する費用の見積書</li> <li>●その他町長が必要と認めた書類</li> </ul> |
| 完了報告に必要な書類 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●自動車運転免許取得完了報告書</li> <li>●運転免許証の写し</li> <li>●自動車運転免許の取得に要した費用の領収書</li> <li>●助成金請求書</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●自動車改造完了報告書</li> <li>●自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項が記載された書面の写し</li> <li>●自動車の改造に要した費用の領収書</li> <li>●助成金請求書</li> </ul>       |
| 所得制限       | 申請する月の前年（その月が1月から6月までの場合は前々年）の所得が特別障害者手当の所得制限限度額を超える方は対象となりません。   |  |
| 留意事項       | <p>(1) 助成申請は、自動車運転免許を取得又は自動車を改造する前に行ってください。</p> <p>(2) 改造した自動車を助成の目的に反して使用・譲渡・交換・貸付・担保に供することはできません。ただし、正当な理由がある場合はこの限りではありません。</p> <p>(3) 虚偽その他不正な手段により助成を受けたり、上記(2)の規定に違反した場合は、助成金の全部又は一部を返還していただくことがあります。</p> |  |

※1 道路交通法第84条第3項に規定する普通自動車免許

※2 道路運送車両法施行規則別表第1に定める普通自動車、小型自動車及び軽自動車に限る。

### <相談から助成金支払までの流れ>



#### 【ご相談・お問い合わせ】

中標津町役場 福祉課 障がい福祉係

〒086-1197 標津郡中標津町丸山2丁目22番地 TEL: 0153-74-0885 FAX: 0153-73-5333

Eメール: shogaifukushi@nakashibetsu.jp